

2022年4月20日
九州電力株式会社

**玄海原子力発電所3，4号機運転差止訴訟控訴審及び同3，4号機原子炉設置変更許可取消
訴訟（行政訴訟）控訴審第3回口頭弁論が行われました**
— 玄海原子力発電所の安全性を主張 —

本日、福岡高等裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の第3回口頭弁論が行われました。

今後とも訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 運転差止訴訟控訴審

本件は、玄海原子力発電所3，4号機の運転差止請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021年3月12日付）を不服として、2021年3月25日に控訴されたものです。当社は、控訴人が主張するような重大な事故の具体的危険性はなく、原判決は妥当なものである旨主張しております。

今回、当社は控訴審準備書面1を提出し、玄海地域の避難計画を含む緊急時対応は十分実効性のある内容であり、策定以降も、安全や防災の追求は不断に行うべきであるとの考えのもと、一層の充実に向けた取り組みが行われていることを主張しました。

2 行政訴訟控訴審

本件は、玄海原子力発電所3，4号機の原子炉設置変更許可処分（2017年1月18日付）の取消請求について、佐賀地方裁判所が棄却した判決（2021年3月12日付）を不服として、2021年3月25日に控訴されたものです。当社は原審に引き続き訴訟参加しております。当社は、玄海原子力発電所の原子炉設置変更許可処分に違法な点はなく、原判決は妥当なものである旨主張しております。

今回、当社は控訴審準備書面1を提出し、控訴人らが指摘する地下水排水対策に関する主張には一部事実誤認があり、本件原子力発電所の安全性が確保されている旨主張しました。

以上